

前橋市告示第 6 0 7 号

令和 8 ・ 9 年度に前橋市が発注する建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により、令和 8 年度及び令和 9 年度において前橋市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、公表の日から施行します。

令和 7 年 1 1 月 5 日

前橋市長 小 川 晶

1 建設工事等の種類

建設工事等の種類は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの表に掲げるとおりとする。

(1) 建設工事

土木一式工事 建築一式工事 大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 鉄筋工事 舗装工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事
--

(2) 測量、建設コンサルタント業務等

業種	部 門
測量	測量一般 地図の調整 航空測量
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般 意匠 構造 暖冷房 衛生 電気 建築積算 機械積算 電気積算 工事監理（建築） 工事監理（電気） 工事監理（機械） 調査 耐震診断 地区計画及び地域計画
土木関係建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土

務	木 水産土木 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画、施工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子 廃棄物
地質調査業務	地質調査
補償関係コンサルタント業務	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償

2 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、4の規定により申請を行い、資格を有すると認められた者（以下「有資格者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は申請を行うことができない。

- (1) 令第167条の4第1項各号（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- (3) 納付すべき税に未納がある者
- (4) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる要件のいずれかに該当する者

ア 建設工事

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業の許可を受けていない者
- (イ) 1(1)に掲げる建設工事の種類ごとに、法第27条の29第1項に規定する総合評定値による客観的事項の審査を受けていない者
- (ウ) 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入していない者（当該保険に加入義務のない者を除く。）

イ 測量、建設コンサルタント業務等

- (ア) 測量、建設コンサルタント業務等にあつては、資格審査の申請をする日の前日までの間における営業年数が引き続き1年以上経過していない者
- (イ) 法律で登録が義務付けられている次に掲げる業種について、当該登録を行っていない者

測量業者 1級建築士事務所 2級建築士事務所 不動産鑑定業者 土地家屋調査士 司法書士

3 資格審査の方法

資格を有するかどうかは、建設工事等の種類に従い、2に掲げる項目を確認し、別に定める基準により決定するものとする。

なお、有資格者は、一度審査を受けた建設工事等の種類について、合併や事業譲渡等の場合を除き、その資格の有効期限内において再度審査を受けることはできないものとする。

4 申請の方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）を使用し、資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を行わなければならない。

5 申請の受付期間

(1) 定期申請

ア 建設工事 令和8年1月7日から同月30日まで

イ 測量、建設コンサルタント業務等 令和7年12月8日から同月23日まで

(2) 随時申請 令和8年4月1日から令和9年9月15日まで

6 審査基準日

(1) 定期申請

ア 建設工事 令和8年1月1日

イ 測量、建設コンサルタント業務等 令和7年12月1日

(2) 随時申請 申請日の属する月の1日

7 添付書類等

申請者は、1に掲げる建設工事等の区分に応じ、別表1及び別表2に掲げる書類を電子申請と同時に8の提出先に提出しなければならない。

8 添付書類等の提出先

(1) 別表第1に掲げる書類

前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁県土整備部建設企画課内 群馬県CALS／EC市町村推進協議会

(2) 別表第2に掲げる書類

前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所総務部契約監理課

9 電子申請及び添付書類に使用する言語等

(1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。

(2) 7の添付書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本国通貨でしなければならない。この場合において、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

10 資格審査の結果の通知

市長は、資格審査の結果を申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。

11 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格の認定日から令和10年3月31日までとする。

12 営業の廃止等の届出

申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。この場合において、届出に当たっては、7に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 所在地を変更したとき。
- (3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。
- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。

13 資格の取消し等

市長は、資格者が次のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は相当の期間資格を付与しないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、同様とする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
- (2) 令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (3) 令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされた者
- (4) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
- (5) 建設工事にあつては、法29条の規定により建設業の許可を取り消された者

14 資格の取消し等の通知

市長は、13の規定により資格を取り消したとき、又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

1 5 申請情報の取扱い

(1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本店又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、所在地、代表者の氏名及び電話番号）及び工種）について公開する。

(2) 申請情報について、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することがある。

別表第 1

添付書類	区 分	
	建設 工事	測量、建設コンサル タント業務等
1 国税の納税証明書 申請日から 3 か月以内に発行された原本又はその写しを提出してください。 法人の場合 国税官署（税務署）発行の「その 3 の 3」様式 個人の場合 国税官署（税務署）発行の「その 3 の 2」様式	○	○
2 市町村税の完納証明書 申請日から 3 ケ月以内に発行された原本又はその写しを提出してください。	○	○
3 登記事項証明書【法人の場合のみ】 申請日から 3 ケ月以内に発行された原本又はその写しを提出してください。	○	○
4 身分証明書【個人の場合のみ】 申請日から 3 ケ月以内に発行された原本又はその写しを提出してください。	○	○
5 障害者雇用状況報告書等【該当する場合のみ】 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 3 条第 7 項に規定する事業主にあつては公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し、それ以外の事業主（障害者を 1 人以上雇用している事業主に限る。）にあつては当該被用者の身体障害者手帳等の写し及び常勤性を確認する資料の写しを提出してください。	○	
6 営業所一覧 建設業法施行規則（昭和 2 4 年建設省令第 1 4 号。以下「法施行規則」という。）別記様式第 1 号別紙 2 又は法施行規則別記様式第 2 2 号の 2 第 2 面を提出してください。	○	

7 適切な保険等への加入証明資料【該当する場合のみ】 審査基準日時点で有効な経営事項審査結果通知書において社会保険等の適切な保険に未加入の場合であって、申請日前に当該保険に加入したとき又は当該保険の適用除外となったときは、その事実を証明する資料の写しを提出してください。	○	
8 工事経歴書 法施行規則別記様式第2号を電磁的記録により提出してください。	○	
9 技術職員名簿 法施行規則別記様式第25号の14別紙2を電磁的記録により提出してください。	○	
10 財務諸表【法人の場合のみ】 日本語で作成された審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するものを提出してください。		○
11 所得税の確定申告書【個人の場合のみ】 審査基準日の直近2年間の所得税青色申告決算書の写し又は収支内訳書の写しを提出してください。		○
12 登録証明書【登録を受けている場合のみ】 各登録官署が発行する登録証明書の写しを提出してください。		○
13 技術者に関する免許 群馬県内に本店を有する方は提出してください。		○
14 ISO9000・14000シリーズ登録証【該当する場合のみ】		○
15 測量等実績調書 令和7年群馬県告示第235号別記様式第1号を電磁的記録により提出してください。		○
16 技術者経歴書 令和7年群馬県告示第235号別記様式第2号を電磁的記録により提出してください。		○
17 行政書士委任状【該当する場合のみ】 申請を行政書士に委任する場合は、提出してください。	○	○

別表第 2

添付書類	区 分	
	建設 工事	測量、建設コンサル タント業務等
1 前橋市外に本店を有する者に係る市内業者認定申請書（様式第 1 号）【希望する場合のみ】 前橋市建設工事等競争入札参加資格審査要領第 2 条第 2 項に該当する方は、提出してください。	○	○
2 関連業者報告書（様式第 2 号） 前橋市建設工事等競争入札参加資格審査要領第 2 条第 1 項に該当する方及び前項の市内業者認定を希望する方は、提出してください。	○	○
3 役員名簿（様式第 3 号）【組合形態で申請する場合のみ】	○	○
4 組合員名簿（様式第 4 号）【組合形態で申請する場合のみ】	○	○
5 等級残留措置適用申請書（様式第 5 号）【希望する場合のみ】	○	
6 委任状【契約等を委任する場合のみ】	○	○